

議題資料 1

沖縄県警戒レベルの移行について

「レベル分類」における レベル判断に関する「指標」及び「事象」			現在の状況
指標	①病床使用率（国基準）		3.6%（3月6日時点） ※レベル1相当
	②重症者用病床使用率（国基準）		0.0%（3月6日時点） ※レベル1相当
事象	保健医療の 負荷の状況	外来医療の状況	県立病院において、1月をピークに発熱外来患者は減少し、低水準で推移している。
		救急医療の状況	県立病院の救急外来患者数について、昨年末から発熱患者などの受診者数は高水準で推移していたが、現在は12月上旬と同等の低水準で推移している。
		入院医療の状況	重点医療機関の医療従事者の欠勤者は1月12日の463名をピークに減少し、3月6日時点で73名となっている。
		社会福祉施設等療養状況	施設内療養者数は、1月15日の410名をピークに減少し、3月5日時点で4名となっている。
		その他(インフルエンザ流行状況)	未だインフルエンザ警報解除基準値を超えているものの、第5週（1/30-2/5 定点当たり47.18人）をピークに減少に転じている。（第8週 2/20-2/26 定点当たり12.76人）
		感染症専門家会議委員意見	入院医療や発熱・救急外来医療について、ひっ迫の状況はなく、保健医療への負荷は小さいことから、レベル1への移行は妥当であるとの意見であった。
	社会経済活動の状況	職場等での欠勤者の状況	県の所管する関係団体等において、職場の欠勤者は低水準で推移しており、業務継続に支障は生じていない。
	感染状況	陽性者数の増加	新規陽性者数は1月14日以降、前週比1を下回る状況が続いている。（3/6時点）

上記表のとおり、指標「病床使用率」は30%以下とレベル1相当となっており、低い水準で推移している。
 事象「保健医療への負荷の状況」については、未だインフルエンザが警報解除基準値を超えているものの、減少に転じており、入院医療や発熱・救急外来医療のひっ迫は生じておらず、負荷は小さい状況となっている。
 事象「社会経済活動の状況」及び「感染状況」について、陽性者数は低水準で推移している。

以上の指標及び事象を総合的に勘案し、**沖縄県の警戒レベルを「レベル2（感染拡大初期）」から「レベル1（感染小康期）」に移行する。**

県民の皆様へのお願い

～ウィズコロナに向けた感染対策～

【要請期間】 令和5年3月7日(火) ～ 令和5年5月7日(日)

- ◆ 重症化予防効果が期待される**ワクチン接種**を積極的に検討してください。
- ◆ **日頃から**3密を回避し、換気・手指消毒・毎日の健康観察を習慣化しましょう。
- ◆ 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、**少しでも症状がある場合**、通勤、通学、外出、会食を控えてください。
- **3月13日以降のマスク着用**については基本的に個人の判断となりますが、着用が効果的な場面ではマスク着用を推奨します。

- ・ 流行を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項(以下「法」という。)の規定により、県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行います。

① ワクチン接種は

オミクロン株対応ワクチンの接種をお願いします（組換えタンパクワクチンであるノババックスワクチンの接種も可能です）

- 12歳以上の対象者につきましては、重症化予防効果と今後の変異株に対する有効性が期待されるオミクロン株対応ワクチンの接種を、積極的に検討してください。生後6か月以上12歳未満の対象者も接種の検討をお願いします。
- ワクチン接種を最新の状態にすることで、重症化等のリスクが低下します。高齢者施設等の入居者やデイサービスの利用者は、集団感染のリスクが高いため、未接種者は、是非、接種の検討をお願いします。

② 日頃から

感染対策を心がけ、「密集・密接・密閉」を回避するようお願いします

- 換気、手指消毒、毎日の健康観察を習慣化しましょう（特に、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦）。
- 感染に備え、家庭には、少なくとも3日分の食料と医療用（一般用）の抗原検査キット、解熱剤等の医薬品を常備しましょう。
- 子どもが集まる場面（学童、学習塾等）では、換気などの感染対策を大人がチェックすること。
- 会食にあたっては「感染防止対策認証店」を利用し、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えること。

※ 3月12日までの期間は、屋内・屋外、他者との身体的距離や会話の有無などの場面に応じた適切なマスクの着脱をお願いします。

③ 体調不良のときは

発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出、会食を控えてください

- 風邪症状を認めるときには、1週間程度は重症化リスクの高い高齢者、妊婦等には会わないように注意してください。
- 体調不良時に、通院等やむを得ず外出するときには、人混みは避けマスクの着用をお願いします。
- 救急医療を守るため、軽症の場合や検査目的での救急病院の受診は控えるとともに、救急車の適正利用をお願いします。

■ マスク着用について（3月13日以降適用）

基本的に個人の判断となりますが、着用が効果的な以下の場面ではマスク着用を推奨します

- 重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
- 医療機関の受診時
- 重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した（人との距離が確保できない）場所に行く時
- 通勤ラッシュ等混雑したバスやモノレールに乗車する時
- 施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられたとき

来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ

【来訪前：法によらない協力依頼】
【来訪後：法24条第9項 協力要請】

- 来県前には、十分な健康観察を徹底した上でお越してください。体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。また、来県前・来県時においては、基本的な感染対策の徹底をよろしくお願いします。
- 修学旅行で来県される方々は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。
- 旅行前に、ワクチン接種を最新の状態にすることを推奨します。
- 持病のある方は、旅行中無理をせず体調管理を心がけましょう。また、ご自身が日頃処方されている薬を把握し、来県する際には、持病の薬を旅行日程分より多めに持参してください。
- 沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)で、感染状況など情報を発信しておりますので、ご活用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。

【旅行者専用相談センター沖縄（「TACO」: Traveler's Access Center Okinawa）】

電話番号: 098-840-1677 運営時間: 8:00～21:00（年中無休）

飲食店等の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

対象施設	[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く) [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	➤ 沖縄県感染防止対策認証店については、引き続き、認証基準の遵守など、感染防止対策を徹底し、「安全・安心な店」づくりをお願いします。 ①店舗内の衛生管理:店内の効果的な換気を行うことや、お客様が触れる場所・器具の消毒 ②従業員等の安全衛生管理:従業員の就業前の日々の検温等体調管理の徹底、ワクチン接種推奨 ③お客様の安全:入店時の検温、手指消毒の徹底、余裕をもった配席など (軽度であっても発熱その他の症状のある方の入店のお断りや、お客様への感染防止対策の協力の周知) 等 ➤ 認証店以外の店舗につきましても、業種別ガイドラインの遵守をお願いします。

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催をお願いします。

施設の収容定員		
5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
収容定員まで可	収容定員まで可（感染防止安全計画を作成した場合）	
	5,000人まで可	収容定員の半分まで可

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（収容定員が設定されていない場合においては、5,000人超の参加が見込まれ、かつ十分な人と人との間隔が確保できない（身体的距離が1m確保できない）イベント）については、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種を最新の状態にするか又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合、主催者は会場内に飲食するエリアを指定して、それ以外の場所では飲食しないよう求めること。また、飲食時の感染対策を徹底するよう周知すること。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること。
（詳細は「イベントの開催制限について（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>）」を確認）
- 令和5年3月13日以後にイベントの開催を予定している場合は、令和5年2月10日付けで内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から発出された事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の感染防止策を参考に対策に取り組むこと（マスク着用に関する以下の感染対策等が変更されています）。
 - ・ マスクの着用については「着用は個人の判断に委ねること」を基本とする国の方針を踏まえ、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はない。
 - ・ イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由等から、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができる。

商業施設、集客施設の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を実施すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- 入場者が密集しないよう整理・誘導（特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと）
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（特にフードコートについて、アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底などの措置）

事業者の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 従業員が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該従業員を出勤させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。
- 在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること。
- 事業継続が求められる業種は、事業継続計画（BCP）の策定や再点検を行うこと。
- 業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。
- 子どもの自宅療養や小学校等の臨時休業に対応するため、従業員が看護や世話をしやすい環境を整備すること。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。

高齢者施設、障害者施設へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 「高齢者施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（沖縄県コロナ対策本部）」及び「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」に基づき対応すること。
- クラスターが起こりうることを前提に事業継続計画（BCP）の策定に努め、陽性者の周囲への一斉検査を実施すること。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。
- **面会は利用者・家族にとって重要であることから、感染対策に留意し、感染リスクを下げながら、可能な限り、対面面会の実施を検討するようお願いします。**
- 従業員向け定期検査を行い、利用者にワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。
- **高齢者施設等への訪問時、高齢者施設等従事者の勤務中については、マスク着用を推奨します。**

各市町村における県と連携した取組の実施

【法24条第9項 協力要請】

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 市町村におかれましては、オミクロン株対応ワクチン等を希望する方が接種できるよう、引き続き体制整備をお願いします。
- ケアマネージャーをはじめ介護福祉関係者を通じて、要介護高齢者の接種状況の確認と接種の勧奨をお願いします。

学校等へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気を行うこと。
- 卒業式においては、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」に沿った対応をお願いします。
- 健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校及び部活動等を控えるよう周知すること。
- 部活動では、**部室や更衣室等での換気等の**感染対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 未就学児・小中学生・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族が、自宅で抗原定性検査が実施できる「RADECO」の活用を促進すること。
- 教職員や児童生徒等が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該教職員等を出勤、登校させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。
- **4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする対応をお願いします。**

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から

マスク着用は**個人の判断**が基本となります

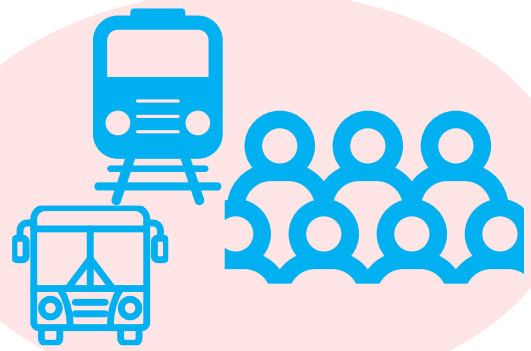
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

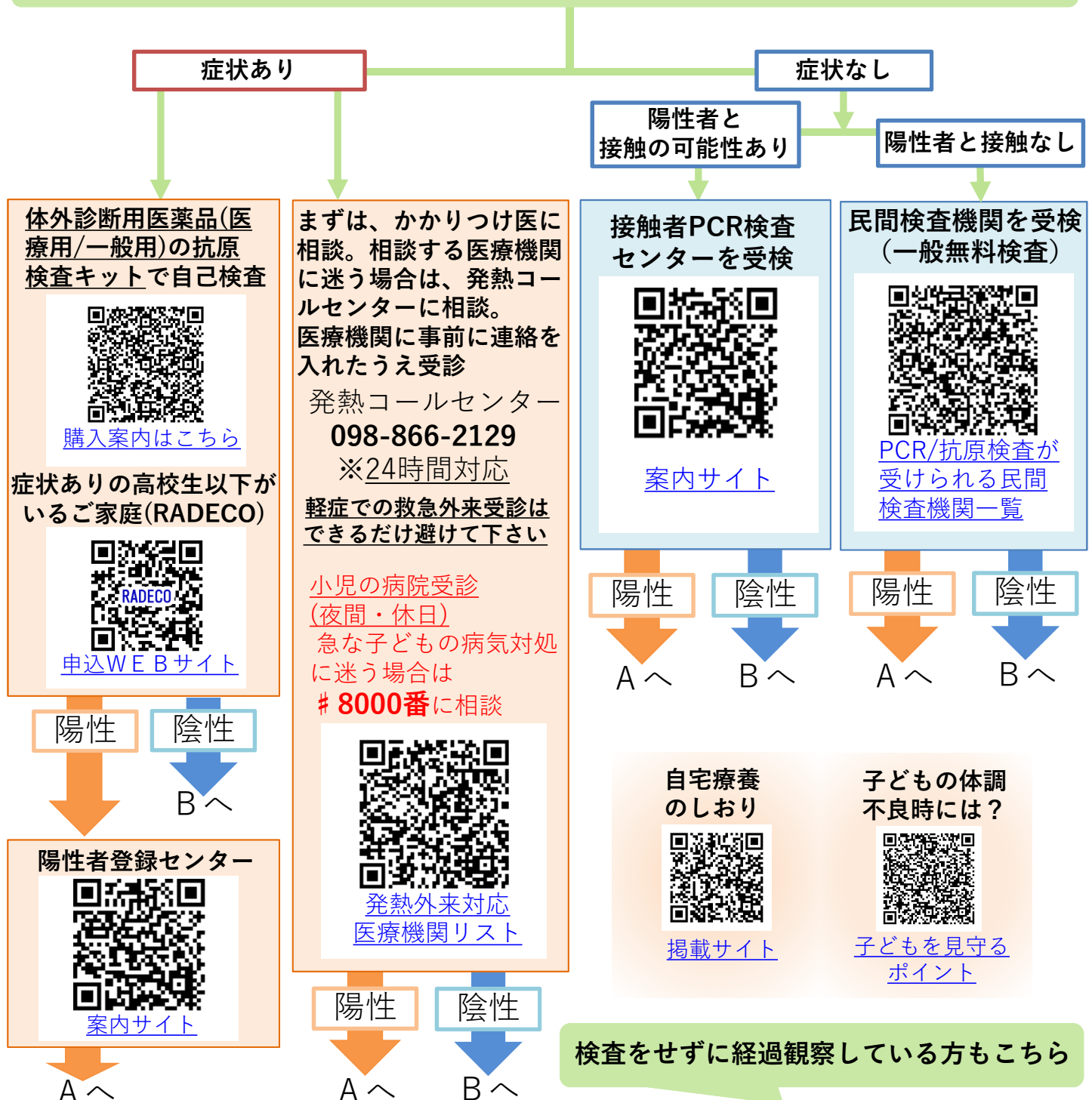
コロナかな？ と思ったら

あなたを守り、医療を守るために協力いただきたいこと



沖縄県

新型コロナに感染していないか不安があり、検査を受けたい



検査をせずに経過観察している方もこちら

A. 陽性の場合

- 以下の①～④にあてはまる方は、「陽性者登録センター」へ申請すると共に、「自宅療養のしおり」を参考に自宅療養し、療養中の相談事についてはフォローアップシステムをご活用(098-894-8291)下さい。
 - 65歳未満、②入院が不要、
 - 重症化リスクがない(治療薬又は酸素投与の必要がない)、
 - 妊娠していない
- 上記①～④以外の方は、沖縄県コロナ対策本部より届くSMS等の案内に従って療養を行って下さい。

B. 陰性の場合(検査を希望しない方)

感染していても結果が陰性となる場合がありますので、引き続き感染対策にご協力下さい。
 急な発熱・筋肉痛等の症状のある方は、インフルエンザ等ほかの疾病の可能性もあります。
 かかりつけ医に相談、または人との接触避け自宅で療養を続け、悪化する場合は受診を検討して下さい。

発熱外来医療機関について

▶発熱コールセンター (098-866-2129)